合同入札監視委員会定例会議 議事概要

- 1 開催日 平成26年3月5日(水)
- 2 場 所 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 1901 会議室
- 3 委 員

「委員長〕

岡田 外司博(大学教授)

[委員] (五十音順)

嘉村 孝(弁護士)、古関 潤一(大学教授)

- 4 審議対象期間 平成 25 年 7 月 1 日~平成 25 年 12 月 31 日
- 5 抽出件数

	入 札 方 式	抽出件数
1	一般競争入札 (建築工事及び土木工事)	2件
2	一般競争入札 (建築工事及び土木工事以外)	2件
3	指名競争入札 (建築工事及び土木工事)	1 件
4	指名競争入札 (建築工事及び土木工事以外)	1件(1件)
5	随意契約 (工事)	1件
6	競争入札・企画競争等 (業務等)	1 件
7	随意契約 (業務等)	1件
抽 出 件 数 (計)		9件(1件)

- (注)抽出件数の()書は、事務所の分任契約担当役の発注で内数である。
- 6 委員からの意見・質問及びそれに対する回答 個別抽出事案の審議内容は別紙のとおり。

	意見・質問	回 答
	思 允 · 貝 问	
1	【物井地区1-1工区外整備工事】 ・入札参加者が2者と少なかった理由は、どのような事情が考えられるか。	・東北の震災復興工事の本格化に伴い配置予定技術者が非常に少ないという状況が顕著であったためのようです。今回参加した2者につきましは、平成24年・25年に当該地区の施工実績があり、現場の状況を的確に把握しており、工事の体制が確実に図れることから、最終的に応募されたと思われます。
	・施工計画の評価点が高いのは、現場を 熟知していることによるのか。	・そのとおりです。
2	【平成25年10月~12月新聞・WEB広告掲載業務(平成25年度企業向け施設用地販売促進に係る広告宣伝等業務)】 ・(㈱URリンケージは、機構と一定の関係を有する法人か。	・そのとおりです。
	・当該業務に係る競争の方法は、来年度以降も変わらないのか。	・企画競争方式により資格を有する複数の者 から提案を受け、当該提案を評価し、最高 得点の者を当該役務の提供者として特定す る方式で、来年以降も引き続き実施する予 定です。
	・評価点について、㈱URリンケージが 関係法人だから有利になっていることはないか。	・昨年度の当該業務に係る契約相手は別の業者でした。全参加者に対して、当機構から当年度の当該業務方針等について、オリエンテーションを行っており、前年度業務の実績者や関連法人が有利になる事はないと考えております。なお、昨年度の当該業務の実績者が提案してきた内容は前年度に実施してきたPR内容を継続するような提案が多く一定の評価は得られたが、今回特定した者は、自由提案の項目において顧客の獲得を主眼に置いた提案が評価されたのが大きかったものです。
	・企画提案競技申込要領記載の概算予算 額と今回の契約金額との関係はどの ようになっているのか。	・申込要領記載の金額については、今回の審議案件の業務だけでなく、年間を通しての 広告宣伝等業務を予定する総額になりま す。本件のような個々の広告宣伝等役務契 約については、その都度当該特定者と見積 合わせにより契約額を決定しております。

- 3 【H25 ベイサイド本牧Ⅱほか2団地造 園再整備その他工事】
 - ・入札参加者が1者と少ないが、競争参加資格が厳しかったのか。
 - ・造園工事B等級だけではなく他の等級 を加えることは可能か。例えば「造園 工事B等級以上」という要件設定はで きないのか。
 - ・入札参加者が1者と少ないのは、震災 復興事業の影響か。
 - ・不調となった場合は、どうする予定だったのか。
 - ・工区を分割してC等級規模の工事とすることはできないのか。
- 4 【H25ー港北ニュータウンビュープラ ザセンター北他4団地エレベーター改 修工事】
 - ・安全対策改修工事が4項目となっているが、工事対象5団地のなかで実施していない項目があるのはなぜか。
 - ・設置時期が異なる団地を当該業者へまとめて発注したということか。
 - ・当初のエレベーター設置工事において は、随意契約ではなく競争入札方式で 発注したのか。
 - ・落札率が高いようだが、費用の妥当性は。

- 5 【中根・金田台地区平成 25 年度桜川調整池西側整備工事】
 - ・10 者指名であるが、登録業者名簿を 見ると、もう少し指名業者数を増やせ るように思われるが。

- 特に厳しいとは考えておりません。
- ・他の等級近辺の概算額であれば、そのよう な対応もありえますが、造園工事A等級の 業者は、この規模の工事には参加されない と思われます。
- ・復興関連だけではなく、他工事との関連で、 技術者や下請け確保が困難だったと聞いて おります。
- ・再公募を予定しておりました。
- ・本工事のように複数の工種が入る場合、小 規模な造園業者では応募し辛いと思われま す。
- 管理開始年代が新しいため既に設置されているケース等です。
- ・そのとおりです。
- ・当初の団地の建設工事等とあわせて競争入 札方式で発注しております。
- ・本社において、各製造業者等単位で共通している部材については、発注予定全体工事量を示して価格交渉を実施し、低減された金額が支社へ連絡されているところ。その他の部材については、支社において見積徴収を複数回実施し、精査を行い価格低減に努めており、費用は妥当なものと考えております。
- ・登録業者数がそれほど多くなく、かつ、発注件数も多いことから施工中業者が相当数にのぼっており、残りの中で指名業者数を増やすことは、メンバーの固定化等も懸念

- ・茨城ではすべて 10 者指名で実施して いるのか。
- ・登録業者はつくば市域に本支店がある。 業者に限られているようだが、他の行 政区域にも広げるような要件緩和は できないのか。
- 【H25 谷津パークタウン壱番街外7団 地給水ポンプ等修繕工事】
 - ・ 低入札価格調査により、契約の内容に 適合した履行がなされると判断した 理由は何か。
 - ・本件については入札者を 12 者指名し 辞退者も少なく競争性が働いたと考え られるが、他の指名競争案件において 効果は不明だが、少しでも競争性を高 めるためには指名業者を増やしていく ことが重要ではないか、と考えられる。
- 7 【つくば・二の宮団地他 10 団地植物管 理工事 (平成 26·27 年度)】
 - ・前回の公募では複数者(10者)応札 ということであるが、今回1者応札と なった理由は何が考えられるか。

・競争参加資格は変更していないのか。

・競争参加資格を広げているのにもかか |・そのように考えております。 わらず、1 者応札だったのは外的要因

されるところです。

- ・前年度十木Cクラスなどは登録業者数があ る程度ありましたので、15者でも実施して おります。
- 検討課題といたします。

・ポンプの工事費に関し5社程度から見積り を徴取し、安価な取引きができる者を採用 することで直接工事費を低く抑えているこ と、また、企業努力により諸経費の縮減を 図っていることを確認し、契約内容が適切 に実施されると判断しました。

- ・今回の公募資料請求業者4者のうち競争不 参加の一部にヒアリングしたところ、工事 対象エリアには小規模な団地が点在してお り、専任の技術者配置に係る経費等が嵩み 採算性が悪い、ということを聞いておりま す。また、震災後の除染作業により、関連 業者が多忙な状況にあることも影響してい ると考えられます。
- ・内規上、本件の工事規模においては造園工 事B等級の登録業者が競争参加資格を有す ることとなりますが、より競争性を高める ことを目的に、直近下位C等級の登録業者 にも参加資格を認めています。また、地理 的条件として、前回は茨城県における本支 店等の所在又は同種工事の実績を求めてい ましたが、今回は同要件を千葉県にも拡大 したところです。

が大きかったということか。

・次回の入札時に客観的な情勢があまり 変わっていないとすれば、競争性を高 める工夫として何か考えられるか。

- ・今後、1 者応札になったものの審議抽 出案件については、1 者応札の理由(競 争参加資格等により競争性が働かな かったためか、客観的情勢が要因とな ったためか、等)の参考となるので、 過去の同種案件における入札状況に 関する資料を参考資料として添付す ることを検討していただきたい。
- 8 【立川基地跡地昭島地区平成25年度公共下水道工事】
 - ・応募者が3者と少ない理由は何か。

- ・応募企業のうち1者は応札価格がかなり高いが、技術的難易度が高い工事の見積りに差がある等、何か理由は考えられるか。
- 9 【「彩の国だより」(2014年1月号)への広告掲載料】
 - ・県の広報誌に広告を掲載できるのは契約相手先だけなのか。
 - 価格を安くすることはできるのか。
 - PR効果は実際にはあったのか。

- ・茨城県内の他の工事エリアを一体とし発注 規模を大きくすることが考えられますが、 場合によっては、隣接県におけるエリアと の一体化を含め、全社的に考えていく必要 があるかもしれないと思われます。今後の 状況等を見極めながら、本社とも相談しつ つ、競争性を高める工夫については検討し ていきたいと思います。
- 了解しました。

- ・12月の工事着手となりますが、天候等に左右されて当初工事を年度内に完成させるにはリスクがあり、また、年度前半に多くの受注ができた企業は後半に発注される工事への主任技術者配置が難しいためと想定されます。
- ・入札後に確認したところ、下請企業の協力 が必要だが復興事業にも人手が割かれてい る状況等から金額的に高目とならざるを得 なかったようです。
- ・広報の有料広告掲載については、埼玉県から業務委託を受けた契約相手先に申込みをするように案内されているところであり、 埼玉県では入札により契約相手先を決めていると聞いております。
- ・基本的に、広告掲載料は定額です。
- ・掲載の際に問い合わせ先の電話番号を変更 してみたところ、そちらに問い合わせが多 く入った例もあり、効果はあるものと認識 しております。